

2026 年 4 月 1 日
(様式 VP-2)

(参考)2026 年度 法政大学 外国人等客員教員 B 給与・控除等説明書

参考までに、2026 年度の客員教員 B の給与・控除等の諸条件は次の通りです。

1. 雇用契約期間

原則 1 か月以上 5 か月以内 (特別な事情がある場合は 1 か月未満も可)

2. 給与

(1) 本俸(総額) 客員教授 561,000 円 客員准教授 461,000 円 客員講師 361,000 円

(2) 責任授業回数 1 回 100 分を基準とし、14 回相当の授業科目を担当する。

(3) 支給期間 当該招聘期間に応じた期間とする

(4) その他

* 責任授業回数を超えて授業を担当した場合は規程に定める超過給を支給します。

* 契約期間に応じた通勤定期代が支給されます。

* 複数月にまたがって滞在する場合は、上記本俸を授業実施回数に基づき月ごとに按分して支給します。

* 2 ヶ月以上の滞在の場合、支出総額が本俸を超える可能性があるため、ご承知おきください。日本における 1 か月あたりの滞在費の目安を以下に記載しますのでご参考にしてください。

食費：50,000 円、住居費：50,000 円～100,000 円、水道光熱費：10,000 円

交通費：4,000 円、雑費：20,000 円

* 来日後、お住まいの自治体で国民健康保険に加入し、国民健康保険料を支払う必要があります。滞納者は原則として在留資格の変更や更新が認められなくなりますのでご注意ください。お住いの自治体によっては、国民健康保険に加入する際に保険料を最大 1 年分 (10 万円前後) 前納が必要な場合があります。国民健康保険の加入手続きの際に、前納になった場合でも支払いができるようにしておいてください(前年の日本での収入が約 100 万円以下の場合、保険料 20%～70%の減免申請が可能)。

3. 控除

(1) 所得税

日本と租税に関する条約を締結している国の方で、届出書を提出し、税務署に受理された場合は数年間(国により異なります)、所得税が免除されます。米・英など一部の国では、本国で取得した居住者証明書が必要です。

こうした条約を結んでいない国の方や条約の適用が外れた方は次のように課税されます。

居住予定1年未満…… 20.42%

居住予定1年以上、または居住予定が1年未満だが主たる住居を日本にする場合

……日本人と同様の課税

上記 (1) に該当する項目の金額は、あらかじめ、給与から天引き方式によって徴収されます。

問い合わせ先：グローバル教育センター事務部国際支援課

Tel: 03-3264-9547 Fax: 03-3264-4624 Email: hif@hosei.ac.jp

人事部人事課 Tel: 03-3264-9338 Email: jinjika@hosei.ac.jp